

三好市物品購入契約約款 新旧対照表（平成29年4月1日以降に契約する案件（変更契約を除く。）に適用する。

改正前	改正後
<p>(履行遅滞の場合における損害金等)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 発注者の責に帰すべき事由により、第17条第2項(第18条において準用する場合を含む。)の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領代金につき、遅延日数に応じ、年2.8パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p>(発注者の解除権)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 <u>前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</u></p> <p>第25条 発注者は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(履行遅滞の場合における損害金等)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 発注者の責に帰すべき事由により、第17条第2項(第18条において準用する場合を含む。)の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領代金につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。</p> <p>(発注者の解除権)</p> <p>第24条 略</p> <p>第25条 発注者は、前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(契約が解除された場合等の違約金)</p> <p><u>第25条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</u></p> <p>(1) <u>第24条の規定によりこの契約が解除された場合</u></p> <p>(2) <u>受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合</u></p> <p>2 <u>次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。</u></p> <p>(1) <u>受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人</u></p> <p>(2) <u>受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人</u></p> <p>(3) <u>受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等</u></p>